

女性農業者 リーダー育成研修会

令和7年12月4日

社会保険労務士法人
亀井労務管理事務所



「熱中症対策義務化について」 ～法律の概要と対応のポイント～

職場における熱中症対策

1 热中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

- ①「熱中症の自覚症状がある作業者」
- ②「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

2 热中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

- ①作業からの離脱
- ②身体の冷却
- ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

令和7年6月1日より施行

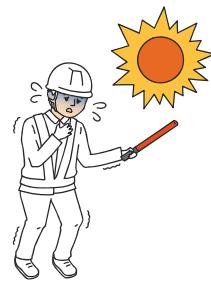
リーフレット、様式参照

今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業者」や
「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡回やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や
双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するよう努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止
するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業者への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、
現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても
熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、
上記対応を講じることとします。

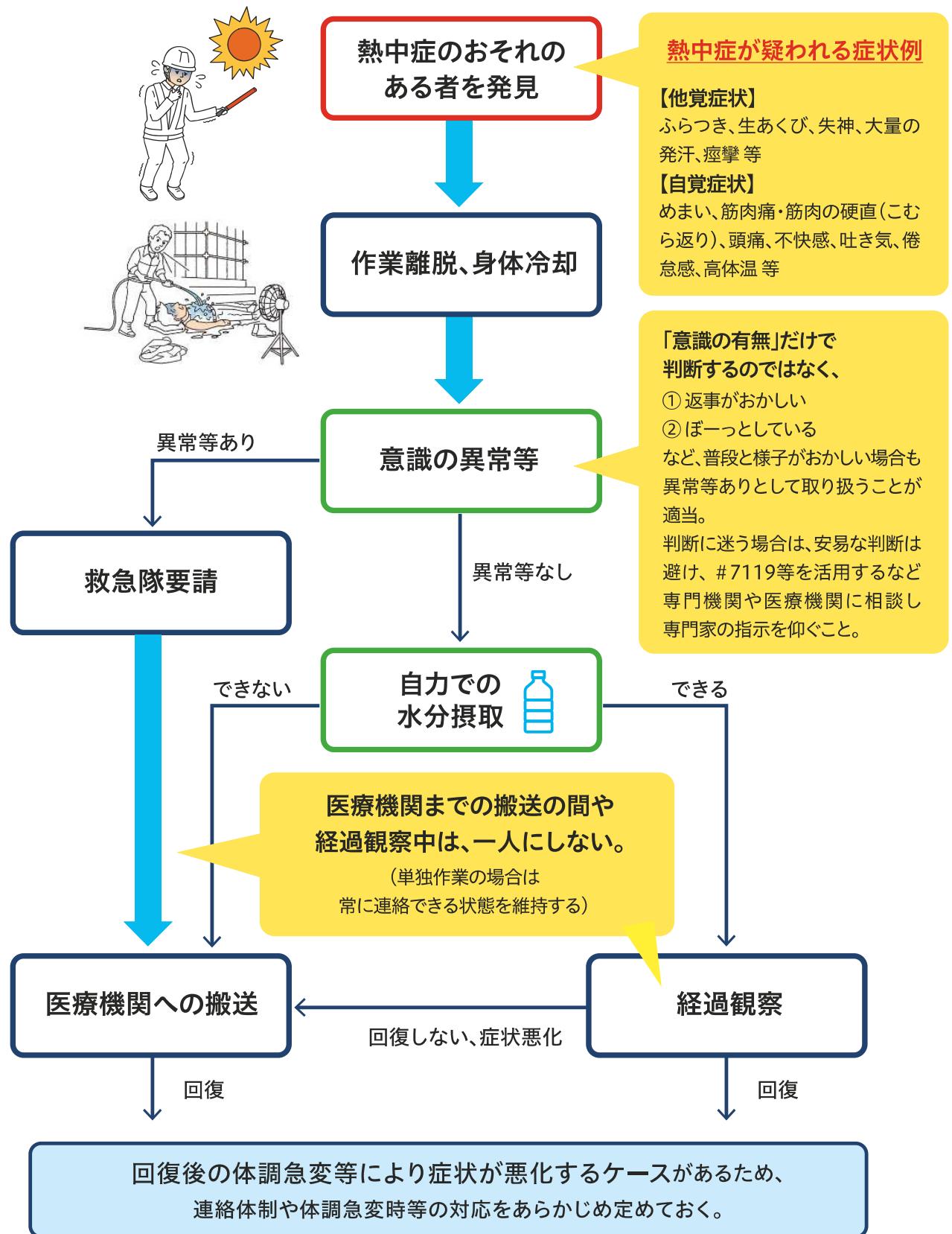
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

医療機関までの搬送の間や
経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は
常に連絡できる状態を維持する)

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の
発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

①返事がおかしい

②ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合
も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際しては、
必要に応じて、救急隊を要請する
こと。

救急隊を要請すべきか判断に迷う
場合は、

#7119等を活用するなど、専門
機関や医療機関に相談し、専門家の
指示を仰ぐことも考えられる。

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、熱中症を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

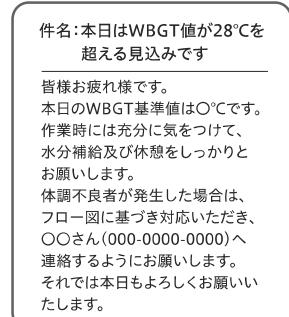
手順や連絡体制の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】



【メールやインターネットでの通知】

農作業中の熱中症を 予防しましょう!!

農業者の
みなさまへ

夏に向けて、農作業中に熱中症になる人が増えてきます。

熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することができるです!!

農作業中の熱中症

- 毎年、約30名の方が農作業中の熱中症により死亡
- 死亡事故の約85%が7~8月に発生している一方で3~6月にも発生



予防のポイント

暑さを避ける

高温時の作業は極力避け、日陰や風通しのよい場所で作業



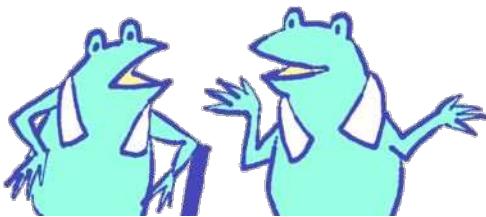
こまめな休憩と水分補給

喉の渇きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給



単独作業は避ける

複数名で作業を行う、時間を決めて連絡をとり合う



熱中症対策アイテムの活用

帽子や吸湿速乾性の衣服の着用、空調服や送風機の活用



そのほか、日々の体調管理など熱中症に負けない体づくりをしておきましょう！

農林水産省



もっと
知りたい!!

熱中症対策

熱中症対策アイテム

身体を冷やす

暑い時間帯の作業等が避けられないときに活躍



ファン付きウェア、
ネッククーラー

1人作業の備え

やむを得ず1人作業をする際のリスクを回避したいときに活躍



ウェアラブル端末、
応急セット

環境改善

作業場を涼しくしたり、休憩の質を高めたいときに活躍



ミストファン

熱中症警戒アラートとMAFFアプリの連携

熱中症警戒アラートとは？

熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に発表される注意喚起情報

STEP 1

MAFFアプリの入手



Android



iOS

STEP 2

地域の設定



マイページ
>プロフィール設定

STEP 3

PUSH通知ON



スマートフォン側の
通知設定も確認

STEP 4

通知が届く



登録した都道府県に
アラートが発生されると通知が届く

熱中症が疑われる場合には

01 作業を中断



(代表的な症状)

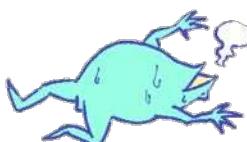
- ・汗をかかない、体が熱い
- ・めまい、吐き気、頭痛
- ・倦怠感、判断力低下

02 応急処置



- ・涼しい環境へ避難
- ・衣服をゆるめ体を冷やす
- ・水分・塩分を補給

03 病院へ



応急処置をしても症状が改善しない場合は医療機関で診療を受けましょう!!

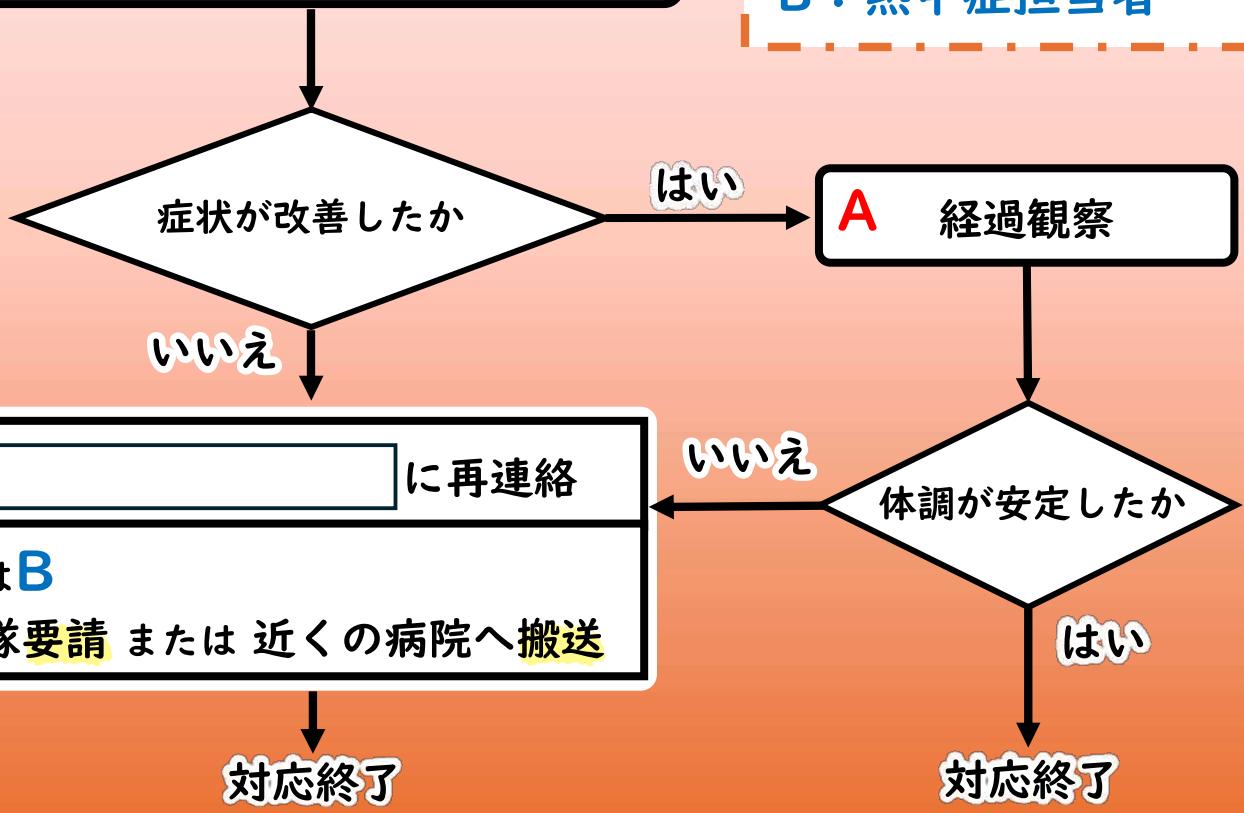
作成日：□□□年□□月□□日

作成者：□□□□□□□□□□□□

「熱中症」対応フロー

A • 熱中症発症または熱中症患者発見
• **B** に連絡
• 作業を中断して応急処置

A：あなた
(発症者・発見者)
B：熱中症担当者



熱中症のおそれがある時の連絡体制

① 热中症担当者

担当者：□□□□□□□□□□□□

TEL：□□□□□□□□□□□□

- 上記連絡先に連絡がつかない時は
応急処置や救急隊要請を優先し、
事後に連絡すること。

② 救急・近隣病院

救急隊要請

119番！

近くの病院：□□□□□□□□□□□□

住所：□□□□□□□□□□□□

TEL：□□□□□□□□□□□□

仕事が終わった後でも、体調が悪化したと感じたら、すぐに救急隊を呼んでください！
(熱中症は回復後に症状が悪化するケースがあります！)

農業の労災保険について

令和 6 年 11 月

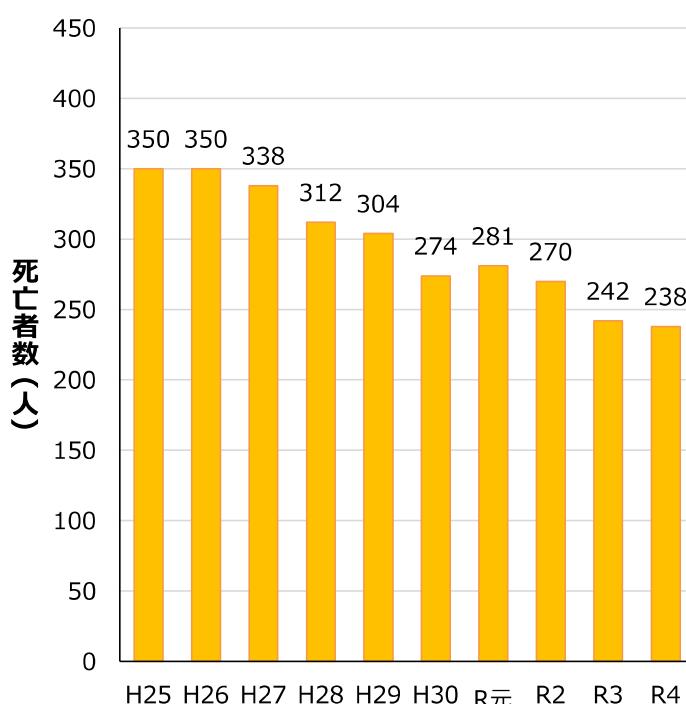
農林水産省
農産局 技術普及課
経営局就農・女性課

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare
労働基準局労災管理課

令和4年に発生した農作業死亡事故の調査結果①（概要）

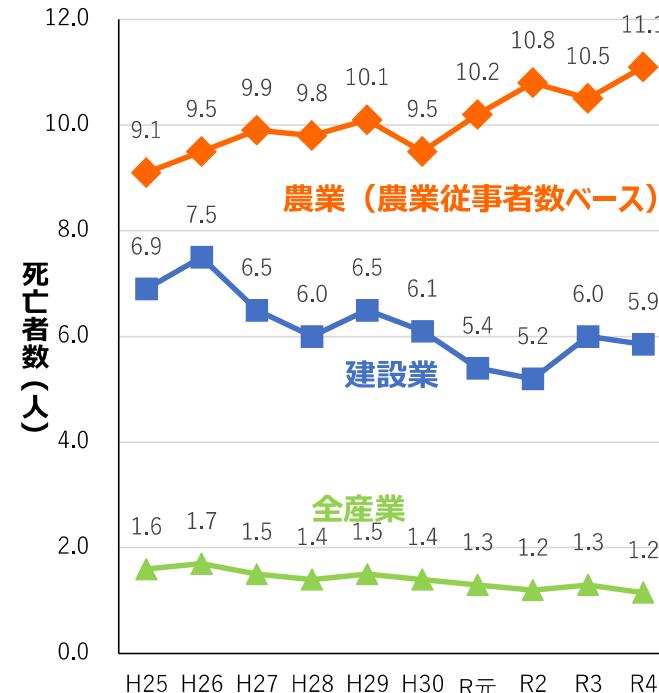
- 令和4年の農作業事故死者数は238人であり、前年（令和3年）と同水準。
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.1人と増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続。
- 年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が86%と極めて、高い水準で推移。

農作業事故死者数の推移



資料：農林水産省「農作業死亡事故調査」

就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



資料：死者数 農業：農林水産省「農作業死亡事故調査」

他産業：厚生労働省「死亡災害報告」

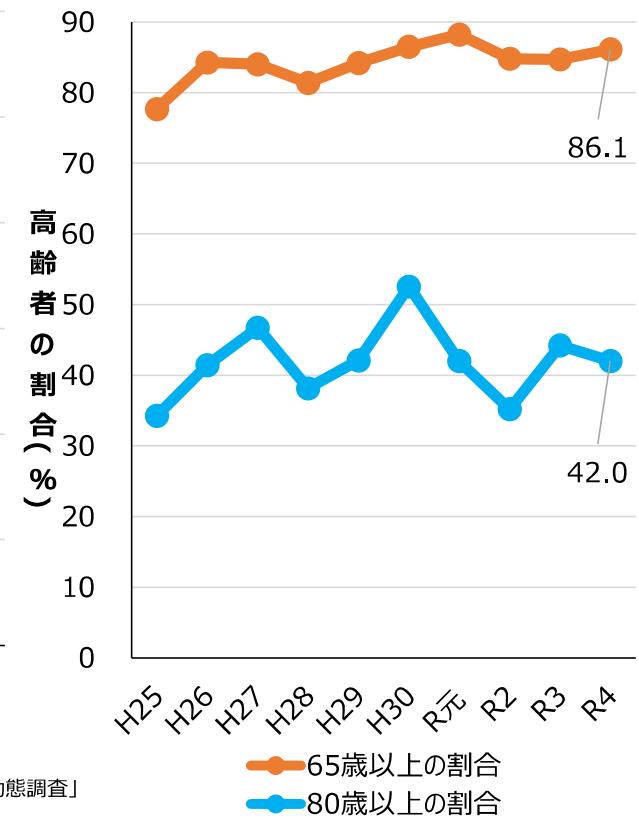
就業者

農業：農林水産省「農林業センサス」「農業構造動態調査」

他産業：総務省「労働力調査」

注：就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

死亡者における高齢者の割合

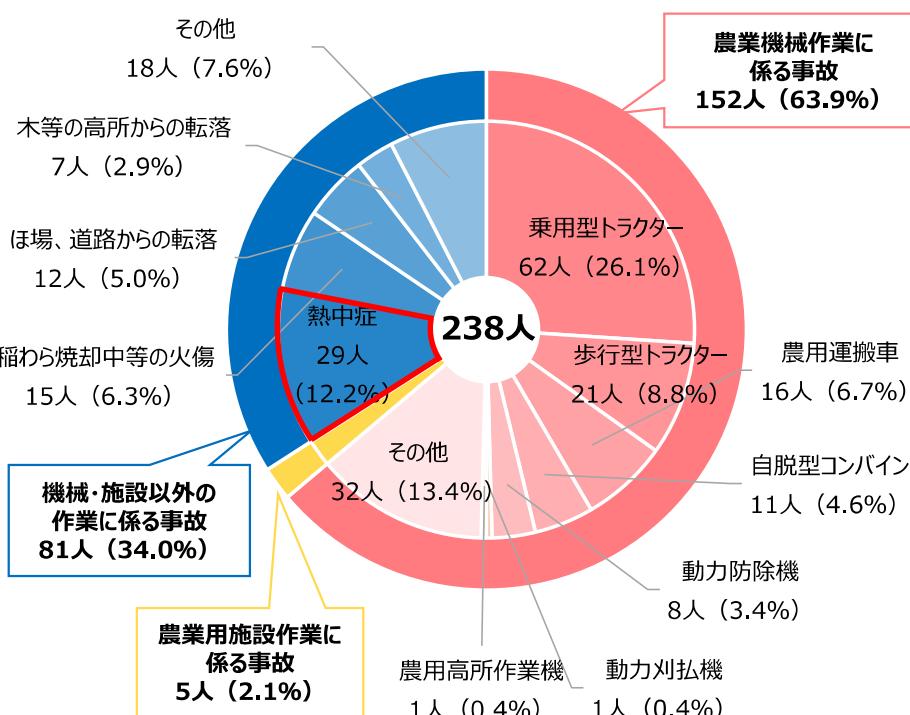


資料：農林水産省「農作業死亡事故調査」

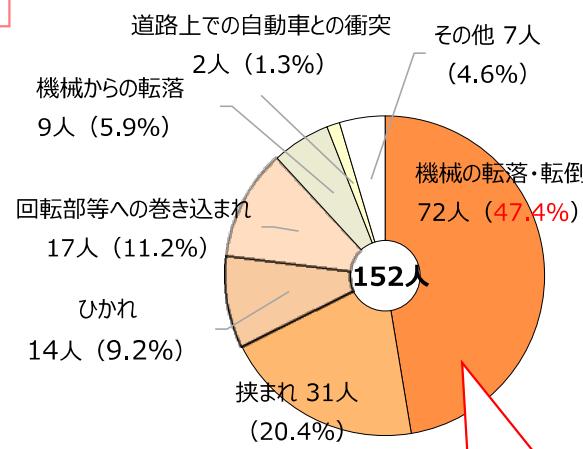
令和4年に発生した農作業死亡事故の調査結果②（要因別分析）

- 農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が152人（全体の63.9%）と高い状態が継続。
- 農業機械作業に係る死亡事故の要因としては、「機械の転落・転倒」が72人（機械事故の47.4%）と約半数を占めている。
- 機械・施設以外の作業に係る事故では「熱中症」が29人（全体の12.2%）と最も多く、農作業死亡事故に占める割合も増加傾向。

要因別の死亡事故発生状況（令和4年）



農業機械事故による死亡の要因
(令和4年)



農業機械事故のうち、
「機械の転倒・転落」が
約5割

農作業死亡事故における熱中症の割合の推移
(平成25年～令和4年)

